平成２１年（フ）第４４６号
水戸市元吉田町2121番地の２
債務者　濱田　利江
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５５号
茨城県笠間市笠間4359番地３
債務者　鈴木　　実
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５７号
茨城県常陸太田市岡田町527番地
債務者　小祝　修平
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６１号
水戸市元吉田町1536番地の２　フラット50・Ｂ棟202号
債務者　鹿志村純一
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４６４号
茨城県那珂市横堀1805番地１　ボナールＢ102号室
債務者　三浦　花織（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１５０号
茨城県かすみがうら市上稲吉156番地２
債務者　萩原　良男
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８６号
茨城県土浦市神立中央５丁目36番21号高桑ハイツＡ―102、申立時の住所茨城県土浦市神立中央５丁目34番５号高桑ハイツＢ―202
債務者　白石　寛樹
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１４号
茨城県石岡市東大橋1533番地１
債務者　浅野　和美
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１９号
茨城県石岡市旭台２丁目８番20号
債務者　関　　公彦
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２６号
茨城県つくばみらい市青木109番地４
債務者　中島　廣子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４７号
金沢市しじま台２丁目５番地18
債務者　香川　法昭
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３２５号
石川県石川郡野々市町御経塚３丁目492番地かめりあ２御経塚105号室
債務者　丸山　恵美
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３２７号
石川県白山市美川浜町ヨ57番地１
債務者　卯尾絵里子
１　決定年月日時　平成21年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３８１号
大津市美空町１番17―306号、前住所京都府城陽市平川車塚53番地の24
債務者　中田　泰子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６３０号
滋賀県草津市矢橋町1335番地の４
債務者　小寺　崇弘
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
滋賀県草津市青地町1260―41
債務者　岡田電気設備こと　岡田　三則
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１２号
滋賀県野洲市小篠原1171番地３
債務者　福山　隆行
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１５号
滋賀県栗東市小平井１丁目11番５号、前住所大津市大石中２丁目１番９号
債務者　松本　七恵（旧姓森田）
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大津地方裁判所民事部